

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和7年4月14日(2025.4.14)

【国際公開番号】WO2023/013571

【出願番号】特願2022-547214(P2022-547214)

【国際特許分類】

**B 4 1 M 1/06(2006.01)**

**C 0 9 D 11/101(2014.01)**

**B 4 1 M 1/04(2006.01)**

**B 4 1 M 1/30(2006.01)**

10

【F I】

B 4 1 M 1/06

C 0 9 D 11/101

B 4 1 M 1/04

B 4 1 M 1/30 Z

B 4 1 M 1/30 D

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月4日(2025.4.4)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(1) 少なくとも1種の平版印刷用墨または有彩色インキと、平版印刷用白インキ(a)とを基材上に印刷する工程、および、

(2) 前記平版印刷用白インキ(a)とは異なる印刷用白インキ(b)をさらに印刷する工程、

30

をこの順に有し、

前記平版印刷用白インキ(a)の粘度(C)と前記印刷用白インキ(b)の粘度(D)の差(C) - (D)が5 Pa・s以上30 Pa・s以下である、

印刷物の製造方法。

【請求項2】

前記印刷用白インキ(b)がフレキソ印刷用白インキである、請求項1に記載の印刷物の製造方法。

【請求項3】

前記平版印刷用白インキ(a)と前記印刷用白インキ(b)の表面張力の差が5 mN/m以上20 mN/m以下である、請求項1または2に記載の印刷物の製造方法。

40

【請求項4】

前記平版印刷用白インキ(a)のタック値(A)と前記印刷用白インキ(b)のタック値(B)の差(A) - (B)が2.0以上5.0以下である、請求項1または2に記載の印刷物の製造方法。

【請求項5】

前記平版印刷用白インキ(a)の硬化膜の膜厚よりも前記印刷用白インキ(b)の硬化膜の膜厚が大きくなるように印刷する、請求項1または2に記載の印刷物の製造方法。

【請求項6】

前記平版印刷用白インキ(a)の硬化膜の膜厚が0.5 μm以上2.0 μm以下、前記印

50

刷用白インキ ( b ) の硬化膜の膜厚が  $2.0 \mu\text{m}$  以上  $4.0 \mu\text{m}$  以下となるように印刷する、請求項 5 に記載の印刷物の製造方法。

【請求項 7】

前記 ( 2 ) の工程においてウェットオンウェット印刷方式で印刷される、請求項 1 または 2 に記載の印刷物の製造方法。

【請求項 8】

前記 ( 2 ) の工程の後に、( 3 ) 電子線を照射する工程をさらに含む、請求項 1 または 2 に記載の印刷物の製造方法。

【請求項 9】

少なくとも 1 種の平版印刷用墨または有彩色インキ、平版印刷用白インキ ( a ) および前記平版印刷用白インキ ( a ) とは異なる印刷用白インキ ( b ) を含み、前記平版印刷用白インキ ( a ) の粘度 ( C ) と前記印刷用白インキ ( b ) の粘度 ( D ) の差 ( C ) - ( D ) が  $5 \text{ Pa} \cdot \text{s}$  以上  $30 \text{ Pa} \cdot \text{s}$  以下である、印刷用インキセット。 10

【請求項 10】

前記印刷用白インキ ( b ) がフレキソ印刷用白インキである、請求項 9 に記載の印刷用インキセット。

【請求項 11】

前記平版印刷用白インキ ( a ) と前記印刷用白インキ ( b ) の表面張力の差が  $5 \text{ mN/m}$  以上  $20 \text{ mN/m}$  以内である、請求項 9 または 10 に記載の印刷用インキセット。

【請求項 12】

前記平版印刷用白インキ ( a ) のタック値 ( A ) と前記印刷用白インキ ( b ) のタック値 ( B ) の差 ( A ) - ( B ) が  $2.0$  以上  $5.0$  以下である、請求項 9 または 10 に記載の印刷用インキセット。 20

【請求項 13】

請求項 9 または 10 に記載の印刷用インキセットを用いた印刷物であって、前記平版印刷用白インキ ( a ) の硬化膜の上に前記印刷用白インキ ( b ) の硬化膜を有する印刷物。

【請求項 14】

前記印刷用白インキ ( b ) の硬化膜の膜厚が前記平版印刷用白インキ ( a ) の硬化膜の膜厚よりも大きい、請求項 13 に記載の印刷物。

【請求項 15】

前記平版印刷用白インキ ( a ) の硬化膜の膜厚が  $0.5 \mu\text{m}$  以上  $2.0 \mu\text{m}$  以下、前記印刷用白インキ ( b ) の硬化膜の膜厚が  $2.0 \mu\text{m}$  以上  $4.0 \mu\text{m}$  以下である、請求項 14 に記載の印刷物。 30